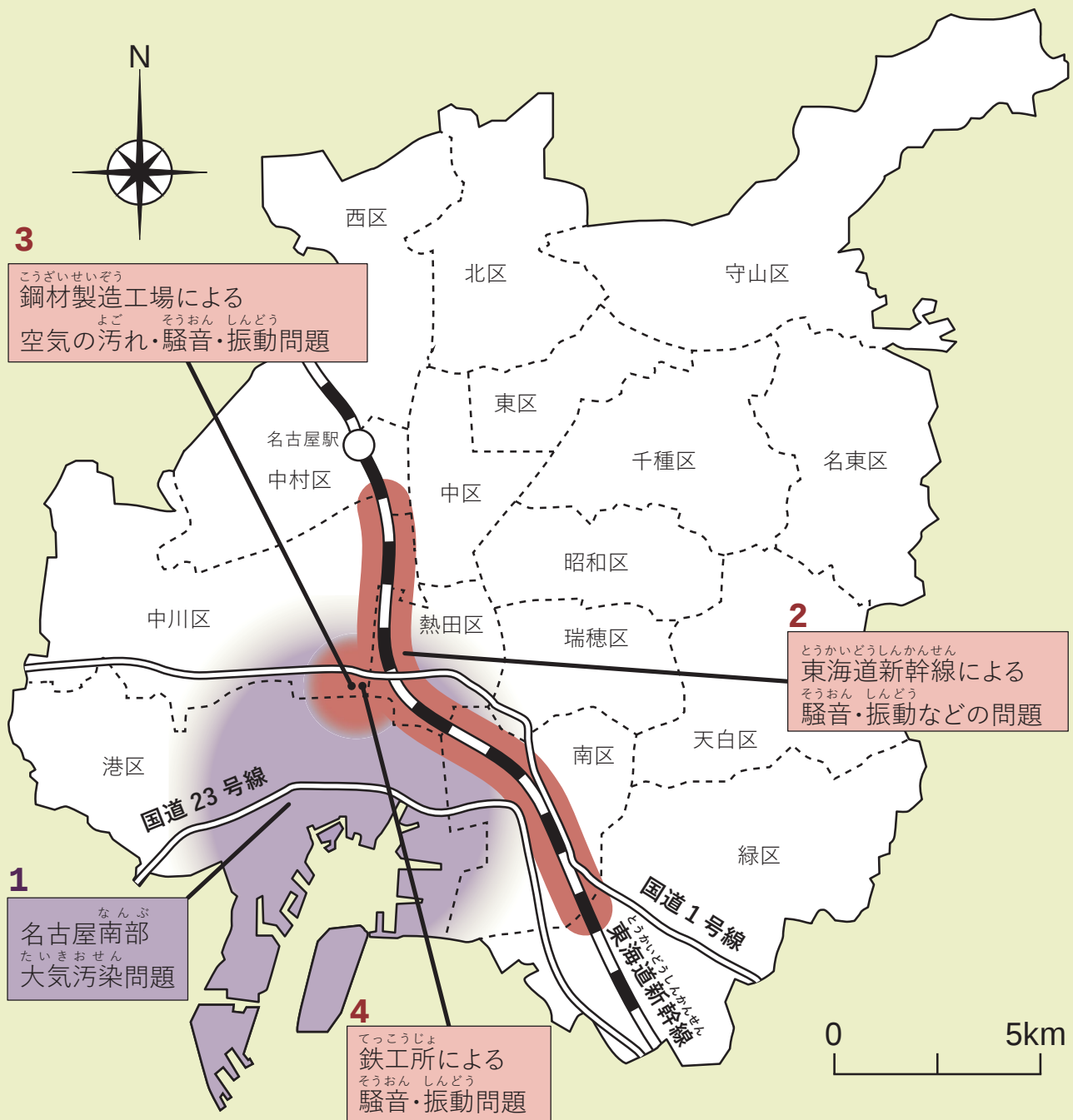




名古屋市内であった
主な公害問題

7 名古屋市内であった主な公害問題



名古屋市内であった主な公害問題



メモ



(1) 名古屋南部大気汚染問題

港区、南区はじめ名古屋市南部において、臨海工業地域としての発展と、国道23号の開通とともに、空気の汚れや、騒音・振動による健康被害が発生しました。

年代	こと
1960年代前半	名古屋南部臨海工業地域として発展。 空気の汚れが大変ひどく、南区柴田地区でぜんそくが多く発生。
1972年 (昭和47年)	四日市と名古屋を結ぶ国道23号が全線開通。 自動車の交通量が増加し、騒音・振動・排出ガスによる健康被害にあう人が増加。
1989年 (平成元年)	名古屋南部地域の公害病認定患者が、工業地域の工場からの煙、国道1号・23号等の幹線道路からの自動車排出ガスに対して、1978年(昭和53年)以前の環境基準をこえる排出ガスの差止めと、損害賠償を求める裁判を起こす。
2001年～ (平成13年～)	和解が成立。 国道23号沿いの防音壁の整備、伊勢湾岸自動車道へのう回などの対策。
2014年～ (平成26年～)	「国道23号通行ルール (名古屋南部地域)」※を 定めて、協力を呼びかけ。 ※「国道23号通行ルール」: 国道23号の最も歩道寄りの車線を「環境レーン」とし、大型車に中央寄りの車線の走行をお願いするルール。



1989年3月31日 訴訟提起※
(「南区公害患者と家族の会35年の歩み」から引用)

※訴訟提起：裁判を起こすこと

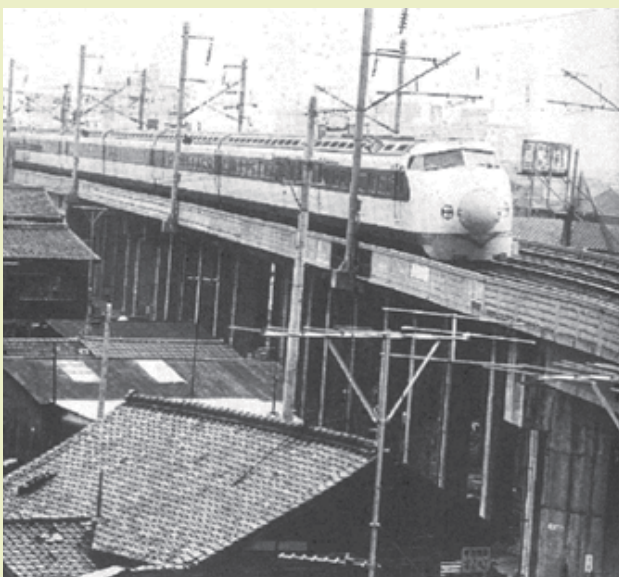




(2) とうかいどうしんかんせん とうおん しんどう 東海道新幹線 による騒音・振動などの問題

熱田区・中川区・南区の約7キロメートルの区間で、東海道新幹線の開通に伴う騒音・振動のほか、高架のせいでテレビが見えなくなる、太陽の光が入らなくなるなどの被害が発生しました。

年代	ことがら
1964 年 (昭和 39 年)	とうかいどうしんかんせん かん かいつう 東海道新幹線が東京から新大阪間で開通。
1974 年 (昭和 49 年)	えんせん こくてつ とうおん しんどう ひが い 沿線の住民が、国鉄（現在の JR 東海）を相手に、騒音・振動の被害の かいしょう そんがいばいしょう さいばん 解消と損害賠償を求める裁判を起こす。
1986 年～ (昭和 61 年～)	わかい せいりつ 和解が成立。 しんかんせんしゃりょう かいぜん 新幹線車両の改善や ぼうおんへき せっち とうおん 防音壁の設置等の騒音 たいさく 対策。 えんせん じゅうたく いてん 沿線の住宅の移転、 ぼうおん ぼうしん じょせい 防音・防振工事への助成 等の対策。



市内の住宅密集地を走る東海道新幹線
 「静かさを返せ！ - 物語・新幹線公害訴訟」
 名古屋新幹線公害訴訟弁護団著 より引用)



(毎日新聞 1978年5月26日)



(毎日新聞 1967年12月21日)



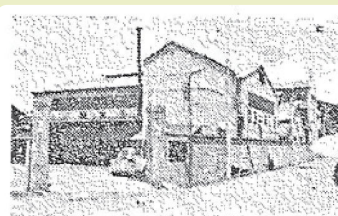
(4) 鉄工所による騒音・振動問題

中川区の鉄工所でエアーハンマーによる騒音・振動が発生しました。

年代	こと
1961 年 (昭和 36 年)	市に騒音・振動問題が持ち込まれる。県と市が協力しながら、工場の移転を含め対策の推進を図るが、完全な防止対策が難しい状況が続く。
1966 年 (昭和 41 年)	町内会で公害対策委員会が組織される。
1967 年 (昭和 42 年)	県と市が工場に対して改善命令を発令。工場が基礎工事を行い、振動が条例の基準内となる。騒音は依然として基準をこえる。
1968 年 (昭和 43 年)	8 世帯 36 名が原告となって損害賠償請求の訴えを起す。
1970 年 (昭和 45 年)	裁判において原告（住民）が勝訴。被告控訴、1972 年（昭和 47 年）和解。
1975 年 (昭和 50 年)	工場の移転。



メモ



鉄加工するさい大きな音と振動を出し、付近から苦情の絶えなかった名古屋市中川区福川町ア、ハ、ハンマーで成形しているが、そのさい大きな音と振動を出して、同条例にもとづく改善命令を出した。

騒音は丁場の敷き地から五メートル離れた地点で、九二、振動は毎秒八・四、具体的にいうと付近の家のタナの上にある品物がおどり、落ちるというひどき。同条例の工場地盤最高限度である七〇、毎秒一・二の基準をはるかに越えている。

このため三十六年ごろから、地元で強い反対運動が起こり同鉄工所公害対策委員会までつくりだされている。県、市でも二千万円の融資

県下の公害施設改善命令を受けた、中川区福川町ア、ハ、ハンマーで成形しているが、そのさい大きな音と振動を出して、同条例にもとづく改善命令を出した。

騒音は丁場の敷き地から五メートル離れた地点で、九二、振動は毎秒八・四、具体的にいうと付近の家のタナの上にある品物がおどり、落ちるというひどき。同条例の工場地盤最高限度である七〇、毎秒一・二の基準をはるかに越えている。

このため三十六年ごろから、地元で強い反対運動が起こり同鉄工所公害対策委員会までつくりだされている。県、市でも二千万円の融資

と土庫の購入に協力、六月末までに地区内へ移転を話し合っていたが、鉄所側の内部事情からで破算となった。

さる四月、同条例に騒音のほか振動基準が加えられたため、これにより改善命令が出された。期限は十月三十一日までとなっており、これに違反した場合は罰金、県公害審査会に諮問して操業の一時停止命令が出される。

県、初の改善命令

中川区 騒音と振動の鉄工所に